

認知症施策アクション・プラン第4期計画(案)の概要について

～計画期間:令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年～

【報6-2】

策定の背景

- 認知症の人の数は、全国で平成24年で約462万人と推計されており、平成27年は500万人、令和2年は600万人を超えていると推計されている。今後、高齢化が進展する中、団塊の世代が75歳以上になる令和7年には全国で約700万人、高齢者の約5人に1人に達する見込み
- 本市では、認知症の人やその家族が安心して生活できるまちを実現するために、令和2年7月に「認知症があっても安心なまちづくり条例」を制定
- 国では、急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立。今後、同法に基づく認知症施策推進基本計画を策定する予定

理念や目的を踏襲

第3期計画の総括

- ◆基本目標1：認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進
 - ・地域の団体や企業、小・中学生など幅広い世代へ認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を継続する必要がある。
 - ・認知症を「我が事」として捉える意識の醸成を図るとともに、地域で活躍する人材の充実に向けた啓発に引き続き取り組む必要がある。
- ◆基本目標2：認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進
 - ・認知症に対する正しい知識と理解のもと、引き続き地域で認知症の人が安心して暮らせるような居場所づくりや見守り体制を継続する必要がある。
 - ・地域組織や事業所等との連携・協働を深め、地域で見守り支える体制づくりを継続する必要がある。
- ◆基本目標3：認知症の予防等の取組
 - ・地域サロンやいきいき百歳体操などの通いの場の活動支援を通じて、参加者同士の交流等による社会参加を引き続き推進し、認知症予防につなげる必要がある。
 - ・認知症の予防に関するエビデンスを収集し、正しい知識と理解に基づいた認知症への「備え」に関する取組を引き続き進める必要がある。
- ◆基本目標4：認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進
 - ・専門職で構成される認知症初期集中支援チームを活用し、必要な医療や介護サービスに早期につなぐ支援を継続する必要がある。
 - ・認知症高齢者が必要なサービスの提供を受け、安定した在宅生活を送るために、中重度の認知症の人に対して、国が定める居宅介護サービス費支給限度額に一定額を上乗せする支給限度額上乗せサービスを継続する必要がある。
- ◆基本目標5：認知症の人およびその家族への支援
 - ・GPS機器の無償貸与や認知症高齢者等個人賠償責任保険の周知等により、安心して外出できる環境づくりに引き続き取り組む必要がある
 - ・認知症の人やその家族が地域で孤立することなく、いつでも気軽に相談できる体制の整備や認知症の相談窓口、認知症カフェの周知を通じて、悩みを相談したり思いを共有できる取組を継続する必要がある。

プランの基本目標

理念

- ◆すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり
- ◆認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症の人およびその家族の意思が尊重され、自分らしく暮らし続けることができる地域共生社会および心のバリアフリー社会の実現
- ◆認知症の人がその意思により、有する力を最大限に活かしながら、安全安心に社会参加できる地域づくり
- ◆各主体がそれぞれの役割を認識し、相互の連携・協働による、認知症があっても安心なまちづくり

目的

認知症の人とその家族も安心して生活できるまちの実現

◇認知症の人とその家族の視点の尊重◇

認知症があっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、認知症の人の意思や家族の思いが尊重されることが重要であり、すべての基本目標に共通する考え方となる。

第4期計画(R6~R8)体系図

基本目標	到達目標
施策(事業) ※新規	
1. 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進	基本目標1
(1) 認知症サポーターの推進	◎認知症サポーター数累計
(2) 認知症キャラバン・メイトの推進	
(3) 認知症市民講座の開催	
2. 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進	基本目標2
(1) 認知症の人にやさしいお店の推進	◎見守りネットワーク加盟事業所数
(2) 認知症高齢者等見守りネットワークの推進	◎チームオレンジの立ち上げ
(3) 地域安心声かけ訓練の推進	
(4) 若年性認知症の人への支援	
(5) チームオレンジの推進	
3. 認知症の予防等の取組	基本目標3
(1) 地域の通いの場の推進	◎地域サロン団体数
(2) 生活習慣病や糖尿病予防の啓発	◎地域での活動に参加している割合
(3) 認知症簡易チェックシステムの啓発	
(4) フレイル予防の推進	
(5) 生涯スポーツ活動の推進	
(6) 生涯学習活動の推進	
4. 医療・介護等の支援体制づくりの推進	基本目標4
(1) かかりつけ医の周知	◎地域包括支援センターへの認知症相談件数
(2) 地域包括支援センターの周知	◎かかりつけ医を持っている割合
(3) 認知症初期集中支援チームの推進	
(4) 在宅医療・介護連携の推進	
(5) ケアマネジメントの向上	
(6) 認知症高齢者への支給限度額上乗せサービスの実施	
5. 認知症の人およびその家族への支援	基本目標5
(1) 認知症なんでも相談所の周知	◎賠償責任保険加入者数
(2) 認知症カフェ等の推進	◎本人ミーティングの実施
(3) 家族介護教室の開催	
(4) 認知症高齢者等探索システム等の啓発	
(5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の啓発	
(6) 成年後見制度の利用促進および支援	
(7) 高齢者虐待の防止	
(8) 本人ミーティングの推進	